

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第43号

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例

函館市消防手数料条例（平成12年函館市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1

| | | | | | | |
|--------|------------|------------|---|---|------------|-------|
| 条の4」に、 | 「 | 1,180,000円 | を | 「 | 1,450,000円 | に改める。 |
| | 1,410,000円 | 1,720,000円 | | | | |
| | 1,590,000円 | 1,920,000円 | | | | |
| | 1,950,000円 | 2,360,000円 | | | | |
| | 2,270,000円 | 2,740,000円 | | | | |
| | 4,550,000円 | 5,640,000円 | | | | |
| | 5,820,000円 | 7,240,000円 | | | | |
| | 7,070,000円 | 8,790,000円 | | | | |
| 」 | 」 | | | | | |

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第1条の2」を「第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。